

第274回山形県開発審査会議事録

1 日 時

令和3年3月17日（水曜日） 午後1時30分から午後2時40分まで

2 場 所

県庁12階 1201会議室

3 出席委員

小山委員、國井委員、今田委員、佐藤委員、三浦委員、向田委員

6名

欠席委員

江口委員

1名

4 事務局報告

令和2年7月19日で前委員の任期満了となり、委員を改選したため、事務局から委員の紹介をした。その後、山形県開発審査会条例第5条第3項により本審査会が開会要件を満たしていることを事務局から報告し、大沼都市計画課長があいさつした。

5 会長選出及び会長代理指名

事務局から、委員改選に伴い新委員の中から新会長を選出する必要があることを説明し、会長選出までの議長選出について事務局一任の提案をし、異議なく了承されたため、今田委員を議長に選出した。

議長が、山形県開発審査会条例第4条第1項の規定により会長を委員から互選により選出することを説明し、その方法について委員に諮ったところ、議長一任の発言があり、議長から、議長による指名推選による方法とすることを提案した。その方法が異議なく了承されたため、議長が小山委員を会長に指名したところ、異議なく了承され、小山委員が会長に選出された。

その後、山形県開発審査会条例第5条第2項の規定により、小山会長が議長となり、山形県開発審査会条例第4条第3項の規定により、小山会長が向田委員を会長代理として指名した。

6 議事録署名委員指名

議長から、向田委員、佐藤委員が議事録署名委員に指名された。

7 議 事

(議 長)

今回の議事は、都市計画法第29条の規定による開発許可案件1件です。案件の公開・非公開の別については、付議する案件は自己居住用住宅に関する申請であり、個人のプライバシーに関するものですので非公開といたします。

また、報告事項第1号、山形県開発審査会への事後報告案件についても個人のプライバシーに係るものであり、非公開とし、報告第2号から公開といたします。

それでは、議第1号の村山総合支庁提案開発許可案件について、事務局の説明を求めます。

(事 務 局)

(村山総合支庁建築課 森谷主査が案件について説明)

(議 長)

以上の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

(向田委員)

今回の案件は、提案基準第13(同一旧町村等内居住者の自己用住宅)として付議しています。提案基準のうち類似するものに、提案基準第7(自己居住用住宅の敷地拡張)があります。申請内容から判断すると、提案基準7でも許可できるものではないでしょうか。

(事 務 局)

提案基準第7と提案基準第13は、どちらも自己居住用住宅に関する許可基準となります。

提案基準第7のこれまでの運用として、新たに求めた土地で自己居住用住宅を増改築するものを許可してきました。

今回の案件は、申請者本人及び申請者の親族が所有する土地であったため、新たに求めた土地にはあたらず、提案基準第13に該当するものとして整理しました。

(向田委員)

提案基準第7には、土地に関する要件はありません。審査項目も少なく、今回の案件についても増改築にあたるものと考えられ、提案基準第7に該当する

ものとして取扱うことが可能と思います。

(事務局)

運用部分での判断となりますので、今後同様の案件がありましたら、類似する提案基準を比較したうえで、最も適する提案基準を選択してまいりたいと思います。

(議長)

他に御意見、御質問等ございませんか。

なければ、本件について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員でございます。それでは許可相当といたします。

(議長)

それでは、報告第1号の山形県開発審査会への事後報告案件について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 鈴木主査が報告)

(議長)

以上の報告について、御意見、御質問等ございませんか。

それでは、続きまして、報告第2号の平成30年度、平成31年度開発許可の状況について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 鈴木主査が報告)

(議長)

以上の報告について、御意見、御質問等ございませんか。

それでは、続きまして、報告第3号の開発許可制度に関する最近の動向について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

(県土整備部都市計画課 鈴木主査が報告)

(議長)

以上の報告について、御意見、御質問等ございませんか。

(佐藤委員)

地域再生法改正による、既存住宅活用農村地域等移住促進事業（以下、「移住促進事業計画」という。）について質問します。

事業概要で、市町村が移住促進事業計画を作成し、空き家の情報提供等の手続きをワンストップ化する旨が記載されています。空き家の情報提供等が県で一本化されるということでしょうか。

(事務局)

移住促進事業計画の作成は、各市町村が行うため、空き家の情報提供等が県で一本化されるものではありません。

なお、空き家の情報提供については、各市町村が進める空き家バンクに関するサイトを山形県ホームページ「移住交流ポータルサイトやまがた暮らし交流館」からご覧いただけます。

また、担当部局に移住促進事業計画の推進について確認しましたが、現在のところ事業の活用を検討していません。具体的内容については、担当部局と連携しながら情報収集してまいりたいと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。

そのほかに、御意見、御質問等ございませんか。

(今田委員)

都市計画法改正により、令和4年4月1日から社会福祉施設等の自己業務用に関する開発許可が、原則レッドゾーンを含まないこととなります。レッドゾーンにある既存施設については、開発許可を伴わないことから規制の対象外ということですね。そうすると、既存施設の安全性は確保されないということになります。

また、レッドゾーンではありませんが、浸水想定区域における既存施設に対する支援も検討する必要があるのではないのでしょうか。

山形県内には、農業用ため池などの灌漑施設が点在しています。水があふれないように堤等を築き管理していますが、これら灌漑施設の近辺にも社会福祉施設は多いように感じます。

県として、これら既存施設に関する対策は検討しているのでしょうか。

(課 長)

近年の豪雨災害を受け、山形県では国、県、市町村、消防等と治水対策を総合的に進める必要性を感じています。このことから、最上川流域治水プロジェクトの策定を進めており、今年度末にまとめ、来年度から本格的に取り組むこととしています。

その中で、移転が難しい浸水想定区域内の既存福祉施設の対応として、施設ごとに避難確保計画を立案し、その計画に基づき日頃から避難訓練を行い、防災関係の点検をする等、被害を軽減するための取組を市町村が主体となって進めることとなっています。

(議 長)

そのほかに、御意見、御質問等ございませんか。特にないようでしたら、これもちまして、本日の議事・報告はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。御協力ありがとうございました。

(閉会 14時40分)